# 大町市景観計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果及び回答

### <u>1 実施概要</u>

#### (1) 公募期間

令和6年12月25日(水)~ 令和7年1月24日(金)

#### (2) 公表場所

- 大町市ホームページ
- 大町市役所、八坂支所及び美麻支所の各担当窓口

#### (3) 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方

#### (4)提出方法

- ・大町市役所の担当窓口に持参・提出
- ・郵送
- ・ファックス
- ・電子メール
- ・ながの電子申請

### 2 実施結果

意見提出者 10名

# 3 意見要旨と回答

意見	意見者	意見の要旨	回答
番号	番号		
1	1	<ul><li>色彩の基準をもっと細かくした方がよい。</li><li>白馬村のようにしてください。</li></ul>	色彩の基準について、市では計画策定に当たり、住民アンケート調査や住民懇談会を行いました。それらの結果、建築物等の色彩については、景観を阻害する要因としての課題があまり顕著ではなかったことや、今後のルールの厳格化を望む意見が少なかったことから、今回の計画の中では、色彩の基準について、数値化等の基準設定は行っていません。ご意見を踏まえ、今後、基準設定が必要であると判断した場合には、検討を進めていきます。
2	2	過去に大町市でも景観条例が制定されて、建物を建てるときは、景観に配慮することが求められました。しかし、市民はほとんど知らないのでは? ただ、条例で建築規制しても反発が出そうなので、大町市としての景観の指針は掲げて、市民共通の目標は作りたい。	と景観条例の制定を目指しています。現
3	2	日本には優秀な建築家がいるはずなのに、なぜ、街の景観について向上の動きがないのか疑問。建築家が依頼された建物だけに目を向け、周囲に目を向けないのはなぜか?意識の向上が望まれる。教育が必要かも? 景観に対する市民の意識の向上。指針で景観を考える、討論する一下民で景観を考える、討論するの景観向上 理想としては、知らぬ間に、景観が向上 理想としては、知らぬ間に、景観が向上 でまらな感じでまちづくりを進めて、いい毎になったがよい。このような感じでまちづくりを進めて、100年先には統一感のある北アルプスと町並みが映える景観ができる。	たものの、県全域を一律にカバーするそ の取組だけでは不十分であったことか ら、市の独自計画を策定し、より一層、
4	2	建物の高さの制限。できれば、2階建てまでにしたい。駅前にマンションができる。北アルプスの眺望に支障あり。	建築物に対する高さ規制は、市内の限 られた一部地域に適用されています。建 築物の高さ制限は、容積率等により変わ

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回答
		高い建物を建てるなら、北アルプスの景観を壊さない場所にしてほしい。	ってくるため、ご指摘のように、場所に よっては北アルプスの眺望に支障が出る こともあり得ます。 そのため、現行の県条例でも同様に、 一定以上の高さや面積等の規模に応じ て、届出制度により、景観づくの基準 に適合するよう指導や勧告を行ってい 適合するよう指導や勧告を行ってい もかしながら、高さ制限に関する他の規 制によらながら、高さ制限に基づく他もます。 しかしながらな規制に基づく他もます。 もかは、都市計画法に基づら検討 制によらなければ行うことはできます。 必要があり、今後の都市計画の変更に 合わせて、用途地域の見直しや高さに 等についても、検討をしていきます。
5	2	北アルプスに太陽光パネルは似合わない。もっとパネル自体が北アルプスの景観に配慮したデザインとか、設置の仕方を工夫できないか? 観光地と路線だけでもパネルを禁止するなど。	
6	2	電線の地中化は難しいか。費用が一番の課題。地中化まではいかなくても、電線と電柱が視界から見えなくなれば、北アルプスはさらに映える。	景観を阻害する要因となる電線や電柱 について、現状ではJR大糸線の一部区

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回答
			たっての住民懇談会やアンケート調査でも、無電柱化を望む意見は一定数あることから、市では電力需要が見込まれる市街地の一部区間に絞り、無電柱化の検討を進めることとしています。 当面の間、太陽光発電施設と同様に一定以上の規模以上の電柱設置については届出対象とし、景観上の阻害要因とならない配慮を求めるなどの助言を行っていく予定です。
7	2	大町眺望の駅巡り構想 小規模な道の駅のようなものを複数つ くる。 「他の市町村には道の駅があるのに大 町市にはこれといった道の駅がないので 道の駅がほしい」という考えは嫌だが大 町市らしい特徴のある眺望の駅はどう か?ビューポイントはあるが駐車場がきなったり、樹木が高くなって山が見えないなど、整備が必要 駐車場、芝生広場、トイレ等の整備	計画施行後の具体的な取組について、 ご提言をいたきました。 今回市が指定を予定している景観重要 眺望点についるでは、その場所からについる 範囲における行為についるでの 通常の届出に加えてシミンとで、での 通常の届出に加えてうことで、でいい 選景観の保全を図るもの点にイーンと また、眺望点の周辺整備というにイイ また、眺望点のようには、ご整備の また、に整備の課題も含めて、 等のハード整備の課題も含めて、 地での また、だ整備の課題を観光といる また、だ整備の課題を観光といる また、だを での また、だを は、こだを は、こだを は、こだを での また、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、
8	2	景観指針に沿う行為に補助金を出す。現在、リフォーム補助金が支給されているが、今後はこれを適用するには景観の指針に沿った工事内容にする。補助金で景観向上を誘導するのはどうか。	現行の補助金制度に対して、景観向上 の観点を踏まえたご提案をいただきました。 景観改善を誘導するために、当該補助 金の活用や新たな補助金等の創設につい ても、検討を進めていきます。
9	3	計画の中では、重点的に守る場所を重点地域としている。しかし、その地域は仁科三湖と大でいる。とれる。仁科三湖などはエリアとして路線型だけが指定としていまなが、そのほかは道路から両側100mとなったる。 指定型がはがりでははいでははいる。 指定型がいる。 指定型がいるの景観は守知の景観は守知の景観というのははままがでれた。 を奥行きが大きいでははいではが、だりではではないではではではではではではではではできたがです。 を関いて、エリアを広げた方が有効がでは、と思う。 またいてはは、これではは、これでははにないますがでは、これでいたのと思いますがは、と思いましたといる。 またいてはは、これではは、これでははははははははないたら必要ないわずにははない。	本計画を対して、

意見番号	意見者 番号	意見の要旨	回答
田力	田勺	けで、それで景観が守れるのでしょうか?届出により確認はとれますが、守ることはできないと感じている。本当に守るべきエリアをもっと限定して(特区のように)、より厳しい規制を設けた方が効果がと思います。守るべき場所をしっかり作って意じい。もちろん、市民との調整やる人にがいるのままでは道路を通過する人にが弱い。大町市がどんな景観の街で、どんな弱い。大町市がどんな景観の街で、どんな弱い。大町市がどんな景観の街でき、何を感じられるの、結果もしができ、「踏み込んだ方が、結果らいった事に踏み込んだ方が、結果的に効果が出ると思います。	す。日常的に使用される道路からの景観を大事にすることは、地域の景観に誇りをもち、景観を大切にする市民意識の醸成を図る上で重要です。 今回の計画では、現行で指定されている国道147号・148号沿線景観育成重点地域のような、生活利用でも通過交通でも主体となる道路だけでなく、市民の生活利用が主体の道路も重点地域に追加し、現行よりも重点地域を拡大しています。
10	ဘ	一般地域としては市内全域を4つのエリアに分けています。基準としては事細かに記載がありますが、拘束力はあるのか? そして分かりにくい。こんな細かいことを、どうやって伝えていくのか?全体的に行政的にやった感はある記載だが、効果が出るのか疑問です。	基準については、対象行為をエリアごとに分けて設定する以上、最低限のものを定めるとしても、どうしても細かくなってしまいます。そのため、基準をわかりやすく市民の皆様や事業者にお伝えすることについては、今後の課題と捉えています。 景観法自体が、建築物等の規制を行うものではないため、拘束力という点では限られたものとなりますが、行為に当まって届出されたものに対して審査し、基準に適合するよう求めていきます。
11	က	今、県で計画している松糸道路は盛土 構造で高さも約6m、幅も広く、市街地 のど真ん中を通過する。 この道ができたら、過去一番の景観に 悪影響を及ぼす、景観にとって最悪の計 画である。 景観計画の懇談会でも大勢の方からの 問題視の声が出ている。そういった声を向 討委員会できちんと受け止め、景観計画 の一つの議題として考える必要がある。 松糸道路の景観への影響について、 委員会や市民でしっかりと検討する場 を設けてほしい。計画を一生懸命 にても、市が守らなければ意味をなく してしまう。	
12	3	懇談会やワークショップをしているが、その中身が見えない。参加者がどんな意見を出しているのか、どんな内容にまとまったのか公表してほしい。 景観を守るには市民の意識が大切なの	これまで行われた懇談会で出された意見については、大町市景観計画検討委員会に報告し、当該資料は、市ホームページでも公表しています。 市民意識の大切さを鑑み、住民アンケ

意見	意見者	意見の要旨	回答
番号	番号		
		で、そのプロセスを大切にしてほしい。 今の計画書は行政とコンサルタント	ート調査を実施し、住民懇談会も二段階 に分けて、計8回実施をしました。
		がしたい事に偏っているように感じて	計画書は、検討委員会に諮りながら、
		しまう。市民と一緒に作り上げる良い	住民懇談会やアンケート等で出された意
		計画になることを望みます!	見を反映しており、住民の皆様の意識を
		111111111111111111111111111111111111111	大切に作成しています。
			計画を作って終わりではなく、協定制
			度や景観づくり団体などの各種支援制度
			を有効活用していただきながら、住民の
			皆様とともによりよい景観をつくり上げ
		for a transport of the last of	ていけるよう努めていきます。
13	4	第1章でアンケートの実施などでし	第1章では、5つの景ごとに魅力と課題なが出し、これでもの景ごとに魅力と課
		っかりと現状分析されており、課題を   抽出しているところはとても良いと思	題を抽出し、それぞれの景ごとに景観づくりの方向性を定めています。その上
		いますが、それと第3章の目標と方針	で、第2章で基本理念を定め、第3章で
		やそれ以降の取り組みとのつながりが	目標と指針を示し、第4章以降では、景
		よく分かりません。第1章の"課題"	観づくりのための取組について記載して
		はやるべき事なのでその課題をどう解	います。
		決していくのかが分かるような目標と	しかしながら、景観の課題には、景観
		方針とし、そのためにどう取り組むか	計画で直接的に解決できない課題も多
		を明記したほうが良い。課題にある空	く、本計画における方針等を、行政の関
		き家や耕作放棄地、森林の荒廃の対策	係部署、事業者、住民がそれぞれの役割
		は待ったなしだと思います。それらが	を果たしつつ連携し、関係する施策や取
		分かる目標と方針とし、実行段階では	組で対応していきながら、景観づくりを
		管理指標を、例えば耕作放棄地の面積   にするなど、測れるように設定して管	進めていきます。
		理していくべきだと思います。	
14	4	松糸道路は景観づくりの基準にあ	松糸道路の計画については、事業主体
14	4	る、土地の形質の変更、に引っかかる	となる県とともに住民の皆様への説明等
		と思います。やむを得ない場合と判断	を行う中で、本計画策定の経過において
		されているのかと思いますが、近隣住	いただいた道路計画に関するご意見も共
		民から見た景観の悪化が極力小さくな	有します。
		るよう、市として盛土の高さや住宅か	また、事業実施に当たっては、景観へ
		らの距離などを県建設事務所に意見し	の配慮と近隣住民への影響を極力抑える
		てください。	よう、引き続き要望していきます。
15	5	景観計画素案の冒頭に、事業者に求め	高層の建築物によって、北アルプスの 眺望やその他の大町市の良好な景観に影
		る措置や景観づくりの支援制度が述べられ、大変良い視点だと思うが、これで大	
		町が誇る景観・市民が日々暮らしの中で	
		大切にしている景観が守られていくのか	
		疑問。	高さや面積等の規模に応じて届出制度を
		駅前に7階建てのホテルができ、信濃	設け、景観づくりの基準に適合するよう
		大町駅からの北アルプスのすばらしい眺	指導や勧告を行っています。
		めがなくなってしまった。また、旧デリ	また、行政が行う公共事業について
		シア跡地に7階建てのマンションができ	も、事業計画の中で景観への影響に配慮
		ると聞いて、景観はどうなるか心配して	
		いる。また、松糸道路の盛土案が出され	められます。
		ていて、それも景観が損なわれてしまう	景観法自体は建築物の規制を行うもの

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回答
		と心配している。白馬の観光が盛んになり、今後大町に高さのあるホテルなどが建てられたらどうなるのかも心配です。 地権者や事業者など当事者への細かな規定で、それを規制していくことは重要ですが、届出制であり限界があるように感じます。	ではないため、建築物の高さ制限の規制については、今後の都市計画の見直しに合わせて、検討をしていく方針です。
16	5	景観を大切に思っている幅広い市民団体の参加システムがこの計画素案にはありません。「景観づくり団体」は市長が認定する団体であり、市民参加の窓口にはなっていません。 景観計画の中に、市民参加・市民のフィルターを持たせるシステムを取り入れてください。	景観づくり団体については、本計画において位置付ける景観重要眺望点などの特定の場所やその他の地域における市の良好な景観を守り、育てる活動を行う団体に対して、活動に要する費用の補助金の交付などの支援を予定しています。このことにより、市民の景観づくりへの参加を促すシステムを目指しています。補助制度のみならず、景観づくりに市民の皆様が積極的に参加していただけるシステム作りにも取り組んでいきます。
17	6	「景観悪化の要因」で「荒れ路は、ことで、松糸では、この要因」で「光糸では、こので、松をでは、こので、松をでは、多く、「たいので、大きなが進れたとりで、大きながられる。というでは、ないのないがある。では、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	農業荒廃地に対する対策はもちろんです が、松糸道路の計画による影響が、農地
18	7	松糸道路の盛土は、素晴らしい大町 の景観を崩すものだと思います。道路 建設の再考を求めます。	本計画内において松糸道路の計画自体を検討するものではありません。 しかしながら、景観への影響を懸念されるご意見に対して、事業主体となる県とともに住民の皆様への説明等を行う中で、本計画策定の経過においていただいた道路計画に関するご意見も共有し、事業実施による景観への影響を極力抑えるよう、引き続き要望していきます。

意見	意見者		
番号	思兄有 番号	意見の要旨	回答
19	8	大規模事業の取り扱いについて、新たなルールでは、現在、長野県が進めているのと、現在、長野県が進めて、どの大規模事業について、数のでは、現在、長野県が進めて、といるが、は、現在、長野県が進めでは、大力のから、大力のでは、大力のが、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力	本計画の中では、一定以上の行為に対しての届出義務を課し、行為の事業内容 が景観に及ぼす影響を低減するための基準を設けています。 その中でも大規模発許認可手についじめや、ため、における開発でいまずの事業についじめやるたける開発である。 を調査をはいるの事においてはある。 表地周辺らの手続とと響の低減を図ることなります。 景観計画は、市の景観におけるのみではととなります。 景観計ではあるによるのの手にはあるののでなります。 景観計ではあるも存在します。 がなくます。 景観計できない課題におけるのみでの解決できない課題を併せて、大規模との誘導を進めています。 を対する景観保全の誘導を進めていまます。
20	8	「景観づくりの主体」は「市」「事業者」「住民」の3者とされている。 景観づくりにおける長野県や国などの公共セクターの役割は極めて重要であることから、何らかの形で文言的に表現することはできないか。「市」の意味合いを「大町市」に限定しないで拡大する、あるいは「事業者」の意味合いに、何らかの表現を組み込むなど、表現を検討してほしい。	計画の策定に伴い、大町市域の景観行政団体は、県から大町市に移行します。本市の景観計画であることから、景観行政団体としての市の役割は「行政」でなく、「市」として表記させていただきました。市をはじめ、長野県や国が公共事業を行う場合は、それぞれ「事業者」としての役割も果たすため、「事業者」として取組方針も求められることになります。このため、「事業者」に関する記載にその旨を追記します。
21	8	素案では計画の運用を管理する組織を 都市計画審議会としているが、別組織とする必要がある。 都市としているが、別組織とする必要がある。 都市としているの語問長いのいる場であり、委員会にあり、でのでででは、 で変員がいと考える。では、では、 では、ないと考えのでででででででででででででででででででででででででででででででいる。 で望まれる。の主体のながあるのでででででででででいる。 をでいるのででででででいる。 をでいるのででででででいる。 をでいるのでででででいる。 をでいるのでででででいる。 をでいるのでででででいる。 をでいるのでででででいる。 をでいるのででででいる。 をでいるのででででいる。 をでいるのででででいる。 をでいるのででででいる。 をでいるのでででいる。 をでいるのででできない。 をでいるのでででいる。 をしている。 のででできないる。 をしている。 をしている。 のででできないる。 をしている。 のででできないる。 をしている。 のででは、またいでは、またいでは、 のでは、またいでは、 のでは、またいでは、またいでは、 のでは、またいでは、またいでは、 のでは、またいでは、またいでは、 のでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、 のでは、またいでは、	都市計画審議会は、景観を含む都市計画について、専門的な見地から検討をする必要性があることから、建築等の各分野の専門家や都市計画に関連する各種団体から選出された者により構成をして、2名の公募委員も含めて課題に対する検討を行っては、他の都市計画等の調整や整合も図るため、同じ審議会において調査審議を行う予定です。なお、計画自体の改定時には、改めて検討委員会を立ち上げることも検討していきます。

意見	意見者		
番号	番号	意見の要旨	回答
22	9	大町市民が景観を阻害していると感じる要素やその魅力を低下させる要因ともて、最も問題とされる上位3つ「空き店舗」、「空き家や廃屋」、「荒れたらまけられる。これら3つの景観阻害要因にから3つの景観阻害要因にから3つの景観阻害要因にからがな対策を盛り込んでもらいたの展屋対策を盛り込んでもちまに対する、補助金に対しては、野きに対する大きを主に対しては、罰金制度や強制執行も可能とする条例の制度や強制執行も可能とする条例の世界を強制執行も可能とする条例の世界を強制を表表しては、別ので表表を表表して、	空き店舗、空き家、荒廃農地等の課題については、景観を阻害する要因となるものの、景観計画だけで直接的な解決を図ることができません。 例えば、空き店舗については中心市街地活性化基本計画、空き家については空家等対策計画、荒廃農地については農業振興計画など、様々な計画と連携する必要があります。これにより、景観の保全や改善を図ることが重要であり、これらの点を考慮し、その旨を追記します。
23	9	景観づくりの基準の中に、「材料、反射光素材を壁面の大部分に使用することは避ける」とあります。 これはドイツが先進している「プラスエネルギーハウス」のような外壁を進めようとした場合、障害となるので、SDGs関連については、例外事項として定めるべきと考える。	創工ネに対する取組の先進事例を踏ま えたご提言をいただきました。建築物等 の外壁についても、様々な素材が開発さ れています。そのため、創工ネを目的と して光を反射する素材を壁面等に使用す る場合については、光を強く反射する素 材を避ける基準に見直します。
24	9	景観重要眺望点の指定候補箇所に、 大町温泉郷の「鹿島大橋からの後立山 連峰」の追加を検討してほしい。	景観重要眺望点の指定候補箇所に追加 のご要望をいただいた場所については、 景観づくり重点地域の指定候補1の国道 147号・148号沿道重点地域に含まれてい ます。また、現行の県の景観育成計画に おいても、景観育成重点地域の指定を受 けています。 今後、路線型の眺望だけでなく、優れ たビュースポットとしての景観重要眺望 点の指定候補箇所への追加及び指定の検 討をさせていただきます。
25	10	景観重要眺望点の指定候補箇所に、 鹿島川左岸、花見地区の堤防遊歩道及 び休憩所の追加を検討してほしい。	景観重要眺望点の指定候補箇所に追加 のご要望をいただいた場所については、 景観づくり重点地域の指定候補11の高根 花見沿道重点地域に含まれています。 今後、路線型の眺望だけでなく、優れ たビュースポットとしての景観重要眺望 点の指定候補箇所への追加及び指定の検 討をさせていただきます。

※本パブリックコメントの意見の要旨、回答内において、松本糸魚川連絡道路については、「松 糸道路」として用語を統一しています。